

令和4年6月

読者各位

株式会社日本法令 出版部

『よくわかる 令和4年度税制改正と実務の徹底対策』
お詫びと訂正

下記のとおり、本書中に誤りの箇所がございました。訂正いたしますとともに、謹んでお詫び申し上げます。

記

・P43 図表の「(注1)」を以下に差し替える。

「(注1) 「特別特例取得」とは、その住宅の取得等が特別特定取得に該当する場合で、その住宅の取得等に係る契約が次の期間内に締結されているものをいう。

- ・新築（注文住宅）の場合……令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間
- ・分譲住宅、中古住宅の取得、増改築等の場合・・・令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間」

以上